

番 号	陳 情 第 9 号	受理年月日	令 3 . 11 . 18
件 名	分煙環境整備について		
結 果	令和 4 . 3 . 22 第 1 回定例会で採択		
付託委員会	防災福祉こども委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、本市において、病院、学校、子育て関連施設を除く所管する庁舎、観光・文化施設及び集客性を有するスポーツ施設、公園等の公共施設への喫煙場所の整備を推進するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、喫煙に係る基本的な考え方として、国は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の中で、「喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD、いわゆる慢性閉塞性肺疾患といったNCD、いわゆる非感染性疾患の予防可能な最大の危険因子であるほか、低出生体重児の増加の1つの要因であり、受動喫煙も様々な疾病の原因となるため、喫煙による健康被害を回避することが重要である」としており、本市は、第二次鹿児島市健康増進計画の現状と課題の中で「たばこは、がん、循環器疾患、呼吸器疾患、特にCOPD、糖尿病、周産期の異常等の危険因子であり、喫煙者本人のみならず、受動喫煙により、周囲の人にも影響を与える」とし、分野目標として「たばこの健康への影響を理解し、受動喫煙防止に取り組む」と掲げている。このように、国及び本市共通して、喫煙は健康に対する危険因子であり、喫煙による健康被害を回避することが重要であるとしている。なお、望まない受動喫煙の防止を図るため、平成30年7月に健康増進法が改正され、喫煙を行う場合は、周囲の状況に配慮すること、病院や学校・行政機関の庁舎などは原則敷地内禁煙、それ以外の施設は原則屋内禁煙とすること、喫煙を認める場合は、病院や学校・行政機関の庁舎などでは必要な措置が取られた屋外に特定屋外喫煙場所の設置が、それ以外の施設の屋内では法令に基づいた喫煙室の設置が、それぞれ必要であり、特定屋外喫煙場所及び喫煙室には、その旨を知らせる標識の掲示が必要であること、20歳未満の人は喫煙エリアへの立入りを禁止することなどが定められた。</p> <p>また、本市公共施設における喫煙場所の整備状況については、479施設中、312施設が敷地内全面禁煙、167施設が喫煙場所を整備しており、このうち、病院、学校、子育て関連施設を除いた277施設中、110施設が敷地内全面禁煙、167施設が喫煙場所を整備している。</p> <p>喫煙場所の整備については、各施設の目的や利用状況、周辺の環境などを総合的に勘察し、施設管理者が個別に判断すべきものではあるが、本市としては、喫煙は健康に対する危険因子であり、喫煙による健康被害を回避することが重要であると考えている。なお、利用者から喫煙場所整備の要望があり、そのことに関し、施設管理者から相談があった場合は、喫煙による健康への影響が懸念されることを伝えるとともに、健康増進法の規定に</p>			

のっとり、望まない受動喫煙が生じることのないよう、施設管理者に対して助言や指導等を行っていきたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨及び当局の対応を了として採択すべきものと決定。